

水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 水防法第三十二条第一項第二号の水防活動を定める政令の一部改正

一 題名を「水防法施行令」に改めるものとする事。  
(題名関係)

二 浸水被害軽減地区内の土地における届出を要しない行為は、次に掲げるものとする事。

1 浸水被害軽減地区内の土地の維持管理のために行う行為

2 仮設の建築物の建築その他の浸水被害軽減地区内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用が当該行為前の状態に回復されることが確実な場合に限る。）  
(第一条関係)

三 その他所要の改正を行うものとする事。

第二 河川法施行令の一部改正

一 国土交通大臣が行うことができる指定区間内の一級河川又は二級河川の改良工事又は修繕は、次に掲げるものとする事。

1 ダム、導水路、放水路、捷水路その他これらに類する施設で国土交通大臣が指定するものに関する

改良工事又は修繕（２に掲げるものを除く。）

２ 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う改良工事  
（第十条の七関係）

二 国土交通大臣による河川管理者の権限の代行

１ 国土交通大臣は、特定河川工事を行おうとするときは、あらかじめ、工事を行う河川の名称及び区間、工事の内容並びに工事の開始の日を公示しなければならないものとする。

２ 国土交通大臣が特定河川工事を行う場合において、河川管理者に代わって行う権限の内容、その権限を行うことができる期間及び権限を行う場合の手続を定めるものとする。 （第十条の八関係）

三 特定河川工事に要する費用の負担及び納付

１ 国土交通大臣が特定河川工事を行う場合における都道府県等が負担すべき金額を定めるものとする。

２ 国土交通大臣は、その行う特定河川工事に要する費用の負担に関し、費用を負担すべき都道府県等に対し、その負担すべき額を納付すべき旨を通知しなければならないものとする。

(第三十七条の二及び第三十八条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

第三 独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正

一 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が行うことができる都道府県知事等が管理する河川管理施設の改築又は修繕に関する工事は、ダムに関する工事とすること。  
(第十七条の二関係)

二 機構が特定河川工事を行う場合において、河川管理者に代わって行う権限の内容、その権限を行うことができる期間及び権限を行う場合の手続を定めるものとする。  
(第十七条の三関係)

三 機構が特定河川工事を行おうとするとき等に行う公示は、工事を行う河川の名称及び区間、工事の内容並びに工事の開始の日等を官報に掲載してするものとする。  
(第十七条の四関係)

四 水資源開発施設の管理に係る水道事業者等の負担金の支払方法は、当該負担金の全部又は一部につき割賦支払、一時支払又は当該年度支払のうちから、機構が定めるものとする。  
(第三十七条関係)

五 特定河川工事に要する費用について、その範囲、都道府県又は指定都市が支払うべき金額及び支払の方法を定めるものとする。  
(第四十二条の二関係)

六 その他所要の改正を行うものとする。

#### 第四 宅地建物取引業法施行令の一部改正

宅地建物取引業者が宅地建物取引士をして宅地又は建物の売買等の契約の成立までに相手方等に説明しなければならぬ法令上の制限として、浸水被害軽減地区における土地の形状を変更する行為をしようとするときの届出義務に関する規定を追加するものとする。

(第三条第一項関係)

#### 第五 附則

一 この政令は、水防法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十一号）の施行の日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二項関係)